

議会運営委員会会議録

(閉会中 令和2年5月26日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和2年5月26日

招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委員 長	岩永政則	副委員 長	浦川圭一
委員	中村美穂	委員	内村博法
委員	河野龍二	委員	竹中悟

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長	山口憲一郎	副議長	西岡克之
----	-------	-----	------

職務のため出席した者

議会事務局長	富永正彦	議事課長	青田浩二
参事	森本陽子		

説明のため出席した者

町長	吉田慎一	副町長	鈴木典秀
教育長	勝本真二	総務部長	中嶋敏純
企画財政部長	森川寛子	教育次長	山本昭彦
建設産業部長	日名子達也	健康保険部長	志田純子
水道局長	辻田正行		

本日の委員会に付した案件

- (1) 令和2年第2回長与町議会定例会について
- (2) その他

開会 9時29分

閉会 10時40分

○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。それでは定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開催いたします。6月2日招集の第2回定例会の運営につきまして、会議次第により会議を進めてまいりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

初めに議長から御挨拶をお願いします。

山口議長。

○議長（山口憲一郎議員）

改めまして皆さんおはようございます。先立って、今回、3期目の町長選に当選されました吉田町長におかれましては本当におめでとうございました。吉田町長におかれましては新たな気持ちで、また4年間やっていこうという気持ちでありますでしょうけど、こういう事態で大変な時期だと思いますけども、よろしくお願いをしたいと思います。長与町も新型コロナウイルス感染症が3月25日に発生しましたけども、幸いという言葉が当てはまるかどうか分かりませんが、1人で終わりました、拡大しなかったというのが何よりでなかったかなと。ひと安心だったのじゃないかという思いがしております。全国でも緊急事態宣言が4月7日に発令されて、いろいろ緊張感もあったわけですが、昨日で全国全てが解除ということで、それなりに皆さん、気持ちが安心されたとは思いますが、やっぱり安心安全が一番大事でございますので、危機感をもって対応していかなければならないと考えております。

さて、今回、令和2年第2回長与町議会定例会が始まるわけですが、こういう事態ではございますけども、審議は審議として慎重に審議してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしまして、簡単でございますけども挨拶に代えさせていただきます。

○委員長（岩永政則委員）

続きまして吉田町長、挨拶をお願いします。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。このたび町長選挙におきましては御配慮を賜りまして誠にありがとうございます。三度当選させていただきましたけれども、町民の皆さん方の声をしっかりと聞き、全力を挙げて取り組んでいく所存でございますので、どうかひとつよろしくお願ひ申し上げます。今日は大変御多忙のところ、第2回定例会に係ります議会運営委員会を開催をしていただきまして誠にありがとうございます。先程議長の方から話がありましたけども、緊急事態宣言が全面的に解除され、プロ野球も6月19日から行われ、また、長与町役場のすぐ前の小学校からはグラウンドから大きな声が聞かれまして、大分平穏に戻ってきているなというふうな気もしておりますけれども、ただ狭くなった地球のどこからまた、このウイルスが入り込んでくるか分かりませんので、引き続きこの3密、そして手洗い、うがい、咳エチケットということも守りながら、しっかりと対応していきたいというふうに思っております。そしてまた、我々も新しい生

活様式というのをやはり確立していかなきゃいけないということが1つありますけれども、町といたしましても今後は長与町の経済、運営そして景気の動向を見ながら、なんとかまた盛り返していこうということで、力を注いでまいりたいと考えております。そういうことで今日は議会運営委員会を開催していただきまして、このあとでいろいろと説明がございますけども、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

ありがとうございました。それでは、まず令和2年第2回長与町議会定例会についてを議題といたします。提出予定議案について町長より概要の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今回の定例会におきましては報告が7件ございます。そして議案を28件予定しております。このあと、提案内容につきましては所管の部長の方から説明をさせますので、どうかひとつよろしくお願い申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

それでは最初に総務部関係につきまして、中嶋総務部長。

○総務部長（中嶋敏純君）

おはようございます。それでは総務部所管につきまして御説明をいたします。報告が2件と議案が13件でございます。初めに報告1長与町国民保護計画の一部変更についてでございます。本報告は年次データ等の更新により長与町国民保護計画の一部を変更しましたので、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律第35条第8項の規定により準用する同条第6項の規定に基づき報告するものでございます。次に報告6長与町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてでございます。本報告は地方自治法等の一部を改正する法律が平成29年6月9日に公布され、地方自治法第180条第1項の規定により令和2年3月31日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。続きまして議案第45号から議案第56号までの長与町農業委員会の委員の任命についてでございます。今回上程しております12議案につきましては、現農業委員の任期が令和2年7月19日をもって満了とすることに伴う新委員の任命に際しまして、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。続きまして議案第57号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。本議案は長与町固定資産評価審査委員会委員1名の任期が本年の7月6日をもちまして満了となることに伴い、新委員の任命につきまして地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

続きまして企画財政部関係につきまして、森川企画財政部長。

○企画財政部長（森川寛子君）

皆様おはようございます。それでは企画財政部所管の提出議案につきまして御説明を申し上げます。件数といたしましては報告2件と議案6件の合わせて8件でございます。まず報告2件令和元年度長与町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてです。これは地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものです。次に報告5件西彼中央土地開発公社の経営状況に関する書類の報告についてです。これは地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告をするものです。次に議案第30号長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてです。これは地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い条例改正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により令和2年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものです。次に議案第31号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてです。これも地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い条例改正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により令和2年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものです。次に議案第34号令和元年度長与町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認を求めることについてです。これは新型コロナウイルス感染症対策事業に伴い本町で緊急に実施する必要があるため、補助事業に係る歳入歳出予算の補正について、地方自治法第179条第1項の規定により令和2年3月23日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。次に議案第35号令和2年度長与町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについてです。これも新型コロナウイルス感染症対策事業に伴い本町で緊急に実施する必要がある補助事業に係る歳入歳出予算の補正について、地方自治法第179条第1項の規定により令和2年4月30日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。次に議案第36号令和2年度長与町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてです。これも新型コロナウイルス感染症対策事業に伴い本町で緊急に実施する必要がある事業に係る歳入歳出予算の補正について、地方自治法第179条第1項の規定により令和2年5月7日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。次に最後となりますが、議案第41号令和2年度長与町一般会計補正予算（第3号）です。これは既定の予算総額に歳入歳出それぞれ6億9,450万8,000円を追加し、補正後の予算総額をそれぞれ183億8,432万1,000円とするものです。以上8件でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に健康保険部関係につきまして、志田健康保険部長。

○健康保険部長（志田純子君）

皆さんおはようございます。それでは健康保険部より御説明いたします。健康保険部では議案9件を上程する予定にしております。まず議案第32号長与町国民健康保険税

条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い条例改正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の承認を求めるものでございます。次に議案第33号長与町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、介護保険法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴う条例改正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の承認を求めるものでございます。次に議案第37号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免を実施するため、所要の改正を行うものでございます。次に議案第38号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましても、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給を実施するため、所要の改正を行うものでございます。次に議案第39号長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましても、長崎県後期高齢者医療広域連合による新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給の実施に伴い、所要の改正を行うものでございます。次に議案第40号長与町介護保険条例の一部を改正する条例につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免を実施するに当たり、所要の改正を行うものでございます。次に議案第42号令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましても、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ149万円を追加し、補正後の予算総額を39億6,858万1,000円とするものでございます。次に議案第43号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましても、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ15万2,000円を追加し、補正後の予算総額を5億3,741万4,000円とするものでございます。次に議案第44号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましても、既定の保険事業勘定の予算総額にそれぞれ71万3,000円を追加し、補正後の予算総額を33億1,891万1,000円とするものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に建設産業部関係につきまして、日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

おはようございます。建設産業部では報告2件でございます。まず報告3令和元年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。続きまして報告7道ノ尾中央公園新設工事請負契約の変更に係る専決処分の報告についてでございますが、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和2年5月18日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。変更内容につきましては、当初の請負金額9,116万8,000円に426万

5,800円を増額し、変更後の請負金額を9,543万3,800円とするものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に水道局関係につきまして。
辻田水道局長。

○水道局長（辻田正行君）

おはようございます。水道局所管では報告1件でございます。報告4令和元年度長与町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてですが、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

それでは以上をもちまして、予定議案の説明が終了いたしました。
次に一般質問の通告並びに請願陳情等につきまして説明をさせます。
富永議会事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

おはようございます。一般質問につきましては通告者9名、質問件数16件となっております。通告者及び質問項目はお手元に配布のとおりであります。請願陳情につきましてはありません。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

続いて委員会への付託先につきましてお諮りをいたします。総務文教常任委員会に付託するものは議案第41号。産業厚生常任委員会に付託するものは議案第37号から議案第40号、議案第42号から議案第44号。

本会議即決につきましては議案第30号から議案第36号、議案第45号から議案第57号。以上、委員会への付託などにつきましては、ただいまのとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、委員会の付託などにつきましてはただいまのとおり決定をいたします。

都合によってここで暫時休憩をいたしますので、執行側の退席をお願いいたします。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。
続いて会期日程につきまして説明をさせます。
富永議会事務局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

会期につきましては、6月2日火曜日から6月9日火曜日までの8日間で、2日火曜日議長報告、行政報告、所信表明、報告事項、議案上程、提案理由説明まで、その後一

般質問。3日水曜日一般質問。4日木曜日議案審議、質疑、付託または即決、その後付託案件審査。5日金曜日付託案件審査。6日土曜日、7日日曜日は休会でございます。8日月曜日付託案件審査予備日、委員長報告取りまとめ。9日火曜日委員長報告、採決。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

ただいま事務局長から申し上げましたけれども、最初の議長報告並びに行政報告につきましては、ペーパー提示のみにしていただきたいと、議運の申し合わせでございました。そういうことでお願いをいたします。

お諮りをいたします。会期日程につきまして、ただいま事務局長から説明がありましたとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって第2回定例会の会期日程につきましては、以上のとおり決定いたしました。その他の件について何かございませんか。

それでは私の方から一言申し上げておきたいと思いますが、緊急事態宣言が、現在、全国解除されておりますけれども、3密につきましては継続をするというようなことございまして、本会議並びに委員会の執行側の出席につきましては、最小必要限度にとどめるようお願いをしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして、令和2年第2回長与町議会定例会についてを終了いたします。執行部の方は御退席をお願いいたします。お疲れさまでした。

しばらく休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行いたいと思いますが、確認をさせていただきます。本会議場の議員の議席につきましては1つの机に2人お座りなんです、どちらかがその席にとどまって、それでもう1人の方は傍聴席にお座りいただくということに決定をさせていただきます。それから各委員会の会場は、総務文教常任委員会は全協室。産業厚生につきましては第1委員会室ですね。全協の申し入れ等がもし町長からあれば、その場合は本会議場を使うということで決定したいと思います。

良いでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ほかに皆様方からないですか。

内村議員。

○委員（内村博法委員）

これから自然災害が多発するわけですよね。そうすると前回、長与町議会災害対応要領を皆さんでいろいろ検討して、それがまだオーソライズされてないわけですよね。それで、また自然災害が起こると議会で災害対策本部というのを立ち上げる可能性があるわけですね。そうすると、今の長与町議会コロナ対策本部と2本立てにするのか。あるいはもう1本にするのかという問題が出てくるわけですよね。この辺りの整理をこの取扱要領ですか、基本条例にも災害時の対応と書いてあるわけですね。それと、この前、議論して、ほぼ完成したというのがあって、それを再度こういう感染症を入れ込んで明文化して、そして同じものにするかどうか。こういうのが1つの課題があるんじゃないかなと思います。したがって、今日はもう良いですけども、ちょっと見直しをされたらどうかと思います。これは私の提案です。

○委員長（岩永政則委員）

今の内村議員の災害対策関係につきましては、委員長として一言なんですけど、現在の災害対策要綱の最終見直しは、まだ至っておりませんですね。だから、それは引き続き要綱の見直しは続けていくと。したがって、今おっしゃった水害等が直前になる予想がされますのでね。そういう場合の取組等の具体については議長の方で、現在の対策要綱に基づいて進めていただくと。だから議運としては、要綱の見直しは継続的に進めていくということですので、実際の実施は、現在の対策要綱に基づいてしていただくことになろうということで良いですね。

内村委員。

○委員（内村博法委員）

前回のときも議運でなったんですけども、感染症の場合は、今ある要綱を準用したらどうかという提案をしたわけですよね。それはそれで一向に構いませんが、やはり明文化をして、きちんとしておかれた方が良いのではないかと思ったわけですよ。したがって、今日見直す必要はありませんので少し時間を掛けて、基本条例との関連もありますから、基本条例を変えらるとなると議決が要りますね。だから、今日、明日というわけにはいきませんのでね。だからそのところはよく検討して欲しいということです。

○委員長（岩永政則委員）

山口議長。

○議長（山口憲一郎議員）

今回の新型コロナウイルス感染症対策本部につきましては、災害等要綱に準じるという形で皆さんに了承を得たものでありますので、今、内村議員が言われるように、正式にそういったことも踏まえながら進めていければという思いでおりますので、まだ途中でございますので、意見を皆さんが出していただければ良いのかなという思いでおります。アドバイスありがとうございました。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

私もこの災害対策要綱のところ、要綱の見直しをしないといけないとなったのは、今の要綱が不十分というか、分かりづらいところがたくさんあるということで、あのときいろいろな議論をしたわけですから。今こういう状況もありますし、まだ時間を掛けてというのは、今後もこの要綱に基づいていろいろ行なうならば、早目に要綱の見直しというのをきちっとするべきだと思うんですね。今回の対策本部も「準じて」という非常に曖昧な形で対策本部を作ったという、ちょっと僕は違和感を感じてるわけです。本来ならばこの部分について、現在の対策要綱で本当に対策本部が作れたのか。この感染症についてはですね。ちょっと疑問もありはするんですけど、やむを得なかったというところで了承はしてるんですが、だから今後いろんな課題でもこうした対策をできる会議、場というのをやっぱり作るとのは大事だと思うので、要綱の見直しでできるという形で今まで進んできたんで、早目に要綱を見直して、きちっとした形を整えるべきかなと思いますので、私は早急に結果を出していただきたいと思います。1点目は、先程の議長の答弁で構いませんので、是非急いでいただくというところをお願いしたい。

もう1つは先程も出たんですけど、前回の3月定例議会は傍聴者は誰も来なかったですか、本当に。聞いた話によると、来たけども断られたっていうふうな話なんですけど。自粛という意味では、来る方、傍聴したいというのは制限はできないと思うんですけども、来なかったんですか。さっきちょっと触れたんですけども、そこどうなんですか。

○委員長（岩永政則委員）

富永局長。

○議会事務局長（富永正彦君）

課の中でも確認をしましたが、うちの方で傍聴はできないと断ったことはないということで確認はしております。1階の出入口、エレベーター、傍聴席入口のスロープの所に、自粛をお願いしておりますというポスターを貼らせていただいておりますけども、そこまでしか事務局はしていない状況でございます。

○委員長（岩永政則委員）

傍聴の件につきましては前回の議運で自粛を求めるということに決定をいたしましたので、それを受けて6月の議会に向けて具体的には事務局で何をするのかと。黙っとしたら分からないわけですので。無線放送で飛ばすかどうか、事前に住民への周知をですね。「いついつから議会が開催されますので、通常は傍聴をお願いしておりましたがこういうことで自粛をお願いしておりますのでよろしくお願ひします」とか、そういう逆の広報をしておかなければ住民は黙っとしたら来ますよね。エレベーターに貼っておっても、そんなこと聞いておりませんよ、ということしかないというふうに思うんですね。だから何かできちっとしたものを出すべきじゃないんですか、意思表示をね。それは議

長の方で、議運としてはもう決めましたのでね。より具体的にどうするべきかというのは、議長が判断して事務局に指示をしていただくということになると思いますので、議長の責任で周知徹底をお願いしたいというふうに思います。

それから災害対策につきましては、今まではこういう時勢でありましたので、会もできるだけ自粛をしておったつもりなんです。この議運につきましてもね。昨年までは過密というぐらいに会をしてまいりましたが、一応5月いっぱいには自粛をした方が良くないかということでしたが、一定解除になりましたので、ぼつぼつ、会もまた元に戻して、議運の会もまだ4、5点ぐらい懸案事項がありますのでね。議会終了後ぐらいから始めさせていただきたいと、また相談をしたいというふうに思います。真っ先には災害対策要綱を見直すと。もうちょっとで良かったんですが、結論がまだ出てないですもんね。そういうことで、よろしくをお願いしたいと思います。

ほかにございませんか。

無いようでしたら以上をもちまして本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(閉会 10時40分)